**公募型プロポーザル応募資格要件について**

令和　　　年　　 月　 　日

　新城市長　下江洋行　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称又は商号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

　次の業務のプロポーザル方式による実施要領に記載されている「４ 参加資格要件」について、下記のとおり相違ありません。

業務名：新城市民病院　新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務

記

1. 法人格を有していること。
2. 新城市入札参加資格者名簿に登録されていること。
3. 入札参加資格の登録希望業種のうち、物品等における「役務の提供等（調査委託）」に登録されていること。

1. 公告の日から見積執行の日までの期間において、新城市請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１７年１０月１日）に基づく指名停止の措置及び新城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成２３年３月３１日新城市長・愛知県新城警察署長）に基づく排除の措置を受けていないこと。
2. 地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
3. 会社更生法（平成１４年１２月１３日法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年１２月２２日法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成１６年６月２日法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
4. 国税及び地方税を滞納していないこと。
5. 過去５年（平成３１年度以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３１条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）で、許可病床数が１５０床以上の病院の新築又は全面改修（一部を除く）に係る基本構想の策定又は基本計画の策定に係る業務を元請として２件以上受託した実績を有していること。なお、業務継続中の契約も実績として取り扱う。
6. 統括責任者をおき、各担当分野において主となって担当する主任技術者を定め主任技術者は担当分野毎に次に定める者とすること。
7. 運営経営担当（以下②、③、④以外の業務）の主任技術者は、過去５年（平成３１年度以降）に１５０床以上の医療機関における基本構想・基本計画に関するコンサルティングの実績を有する者。
8. 医療機器担当の主任技術者は、過去５年（平成３１年度以降）に１５０床以上の医療機関における医療機器導入に関するコンサルティングの実績を有する者。
9. 医療情報システム担当の主任技術者は、過去５年（平成３１年度以降）に１５０床以上の医療機関における医療情報システム導入に関するコンサルティングの実績を有する者。
10. 施設整備計画担当の主任技術は、過去５年（平成３１年度以降）に１５０床以上の病院整備計画に携わった一級建築士とする。

（１０）本業務の統括責任者には、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者を配置すること。